

大田区発達障がい児・者支援計画

平成 26 年度～平成 29 年度

平成26年3月

大 田 区

〔用語例〕 1

この計画では、法令に基づくものや固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

〔用語例〕 2

この計画では、発達障害者支援法の定義にしたがって、説明において次の用語を用いています。

- 「発達障がい者」：発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける方
- 「発達障がい児」：発達障がい者のうち18歳未満の方
- 「発達支援」：発達障がい者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障がいの特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいいます。

〔用語例〕 3

この計画では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については、「障害者総合支援法」と表記しています。

〔目 次〕

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
4 計画策定の流れ	3

第2章 発達障がいの現状と課題

1 発達障がいの定義	4
2 発達障がいの特性	5
3 大田区における発達障がい児・者の現状	6
4 区政における課題	9

第3章 発達支援施策

1 発達支援施策の基本理念と目標.....	1 1
2 発達支援施策の基本的考え方.....	1 1
3 計画の体系	1 2
4 計画のあらまし	

目標 1 早期発見・早期支援の推進	1 3
目標 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援	1 6
目標 3 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進	2 0
目標 4 施策を推進する基盤整備	2 6

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の点検・評価	2 9
2 計画目標の達成に向けた取り組み	2 9

資 料

1 法令.....	3 0
2 懇談会・検討会の構成員.....	3 7